

令和5年10月1日から神奈川県最低賃金



1,112 円

時給：前年比 **41 円 UP**

1,113 円

前年比 **41 円 UP**

東京都



1,028 円

前年比 **41 円 UP**

埼玉県



1,026 円

前年比 **42 円 UP**

千葉県



業 務 改 善 助 成 金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

詳しくは → 業務改善助成金コールセンター
TEL : 0120-366-440

業務改善助成金の活用を促進するため、神奈川県労働局では、働き方改革推進支援センターにおいて、賃金引上げに活用できる業務改善助成金の申請に関する相談等に対応するなど事業場に対する支援を行っております。

詳しくは → 神奈川県働き方改革推進支援センター
TEL : 0120-910-090



神奈川労働局賃金室



必ずチェック
最低賃金

使用者も 労働者も